

## 第1回契約変更の内容

契約年月日	令和 6年 9月30日
契約業者名	清水建設株式会社 土木東京支店
契約業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1-10号
工事の名称	R3国道357号有明橋山側下部工事(第2回変更)
工事場所	東京都江東区有明地先、東京都港区台場地先
工事種別	一般土木
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・張出式橋脚 4基 鋼管矢板基礎(φ800、l=18.0~27.0m、n=112本)</li> <li>・張出式橋脚 1基 場所打コンクリート杭基礎(φ1200、l=28.5m、n=6本)</li> <li>・逆T式橋台 1基 PHC杭基礎(φ800、l=24.0m、n=8本)</li> <li>・土留・仮締切工 1式</li> <li>・仮橋・仮栈橋工 1式</li> </ul>
工期(自)	令和 4年 1月25日
工期(至)	令和 6年 9月30日
変更前の契約金額	1,916,200,000円(税込み)
変更金額	+ 144,100,000円(税込み)
変更後の契約金額	2,060,300,000円(税込み)
変更理由	<p>【有明地区】</p> <p>1. 仮橋脚工</p> <p>①近接協議の条件より、クレーン作業時のブーム高さ制限が発生したため、導杭、導枠の水中施工費を追加する。</p> <p>②現地精査の結果、YP15の井筒内掘削、頂版コンクリートおよび鉄筋スタッド等を減工する。</p> <p>③現地精査の結果、鋼管矢板の位置が発生したが、ヤード内が狭隘であり現場での仮置きが困難であるため、別途仮置き場で管理するための二次運搬を追加する。</p> <p>④現地精査の結果、施工ヤードが狭隘であり現場での鉄筋加工が困難であるため、加工形状を運搬可能な形状へ変更および継手を増工する。</p> <p>2. 仮設工</p> <p>①近接協議の条件より、上空制限があり作業構台の拡幅等が必要となったため、仮橋・仮栈橋工を増工する。</p> <p>②関係機関協議により、運河内作業時に設置している汚濁防止フェンスが鋼管矢板基礎と干渉しないようにシルトフェンス抑え杭を追加する。</p> <p>③数量精査の結果、交通管理工について数量精査(増)する。</p> <p>3. 異通仮設費</p> <p>①関係機関との協議により、航行船舶への注意喚起が必要となったため追加していた航行対策費を工期の延伸に伴い増工する。</p> <p>【台場地先】</p> <p>1. 仮橋脚工</p> <p>①近接協議の条件より、クレーン作業時のブーム高さの制限が発生したため、導杭、導枠の水中施工費を追加する。</p> <p>②現地精査の結果、仮橋・仮栈橋工の施工前にYP18の導杭・導枠を打設しないと導杭が打設できないことが判明したため、YP18の導杭・導枠を新規追加する。</p> <p>③現地精査の結果、YP17の井筒内掘削、頂版コンクリートおよび鉄筋スタッド等を減工する。</p> <p>2. 構造物撤去工</p> <p>潜水調査結果より、運河内に設置されている衝突防止杭がYP18近傍の仮栈橋設置および鋼管矢板打設時の支障となるため、構造物取壊し工および運搬処理工を増工する。</p> <p>3. 仮設工</p> <p>①近接協議の条件より、上空制限があり作業構台の拡幅等が必要となったため、仮橋・仮栈橋工を増工する。</p> <p>②関係機関協議により、運河内作業時に設置している汚濁防止フェンスが鋼管矢板基礎と干渉しないようにシルトフェンス抑え杭を追加する。</p> <p>③数量精査の結果、交通管理工について数量精査(増)する。</p> <p>4. 異通仮設費</p> <p>①仮橋脚工および仮設工の増工により運搬費を増工する。</p> <p>②関係機関との協議により、航行船舶への注意喚起が必要となったため追加していた航行対策費を工期の延伸に伴い増工する。</p> <p>【全体】</p> <p>1. 工期</p> <p>近接協議の条件により、高さ制限等の制限が生じ、仮橋・仮栈橋工および鋼管矢板基礎工の打設の作業効率が低下したため、工期を182日間延伸し、令和7年3月31日までとする。</p>